

土 浦 市 の 財 政 ハ ン ド ブ ッ ク

【令和5年度版】

土 浦 市

目 次

令和5年度予算の概要	3
一般会計歳入	3
一般会計歳出	4
基金の状況	5
市債の状況	6
財政比較分析表	7
財務4表	9
健全化判断比率	11
財政用語集	12

■令和5年度予算の概要

表1 令和5年度予算総括

(単位:千円、%)

会 計 別		令 和 5 年 度		令 和 4 年 度		比 較	
		予 算 額	構成比	予 算 額	構成比	増 減 額	伸 率
一 般 会 計		55,280,000	57.0	52,650,000	56.0	2,630,000	5.0
特 別 会 計	公共用地先行取得事業	361,281	0.4	574,616	0.6	▲ 213,335	▲ 37.1
	駐 車 場 事 業	57,955	0.1	129,804	0.1	▲ 71,849	▲ 55.4
	国 民 健 康 保 険	14,288,341	14.7	14,215,732	15.1	72,609	0.5
	後 期 高 齢 者 医 療	2,294,162	2.4	2,208,668	2.3	85,494	3.9
	介 護 保 険	12,376,114	12.8	12,404,772	13.2	▲ 28,658	▲ 0.2
	農業集落排水事業	134,736	0.1	113,214	0.1	21,522	19.0
企 業 会 計	水 道 事 業	4,645,865	4.8	4,578,566	4.9	67,299	1.5
	下 水 道 事 業	7,491,546	7.7	7,224,628	7.7	266,918	3.7
	特 別 会 計 等 計	41,650,000	43.0	41,450,000	44.0	200,000	0.5
合 計		96,930,000	100.0	94,100,000	100.0	2,830,000	3.0

図1 令和5年度一般会計予算歳入内訳(財源区分別)

(単位:千円)

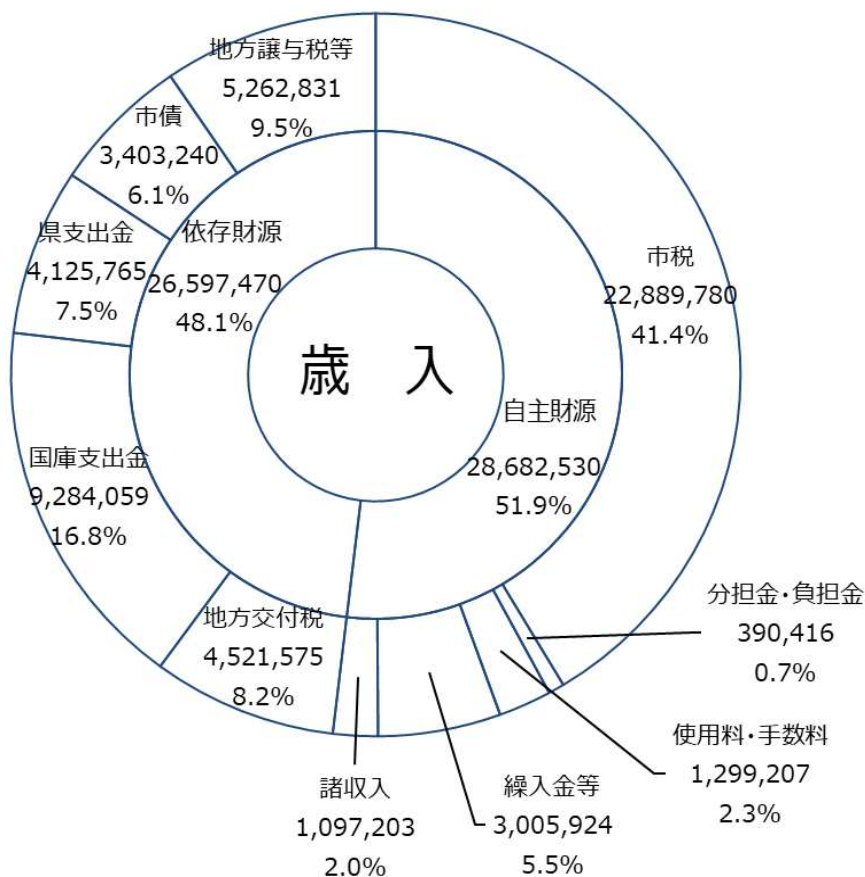


図2 令和5年度一般会計歳出予算内訳(款別)

(単位:千円)

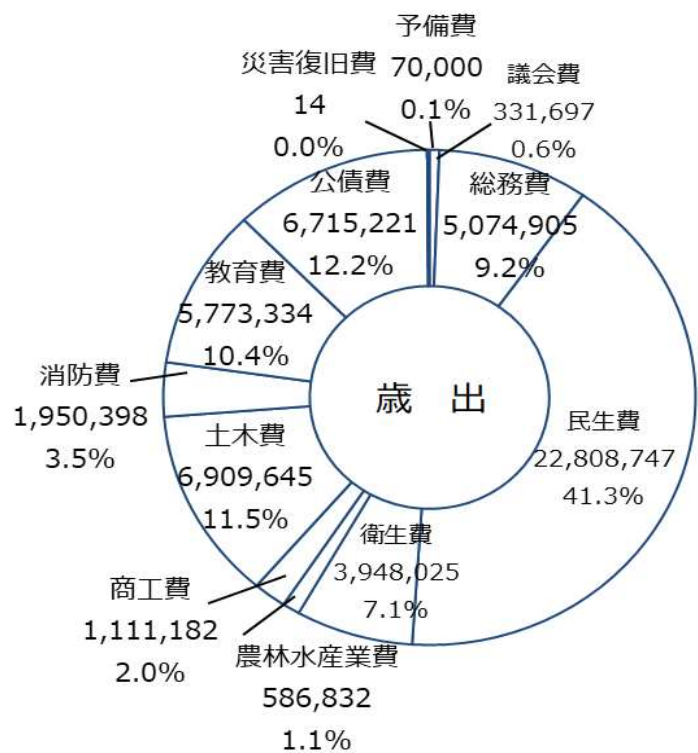


図3 令和5年度一般会計歳出予算内訳(性質別)

(単位:千円)

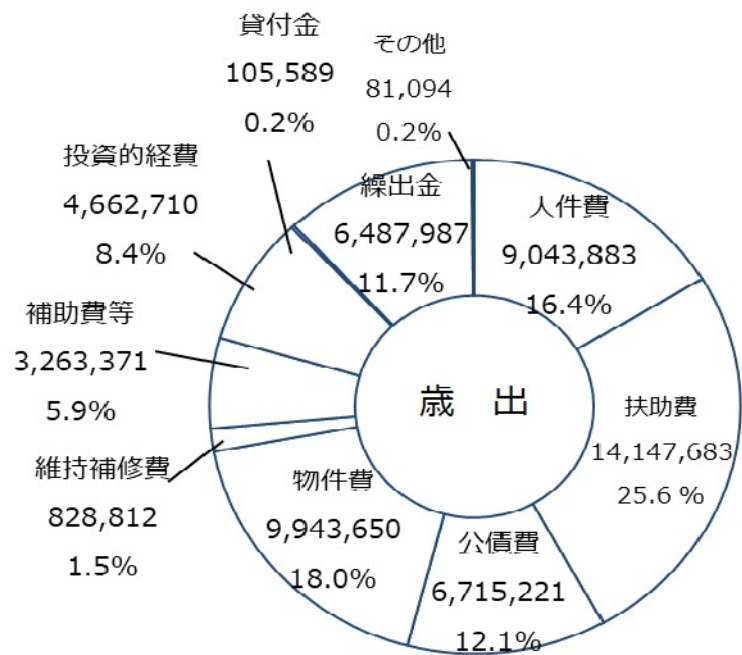
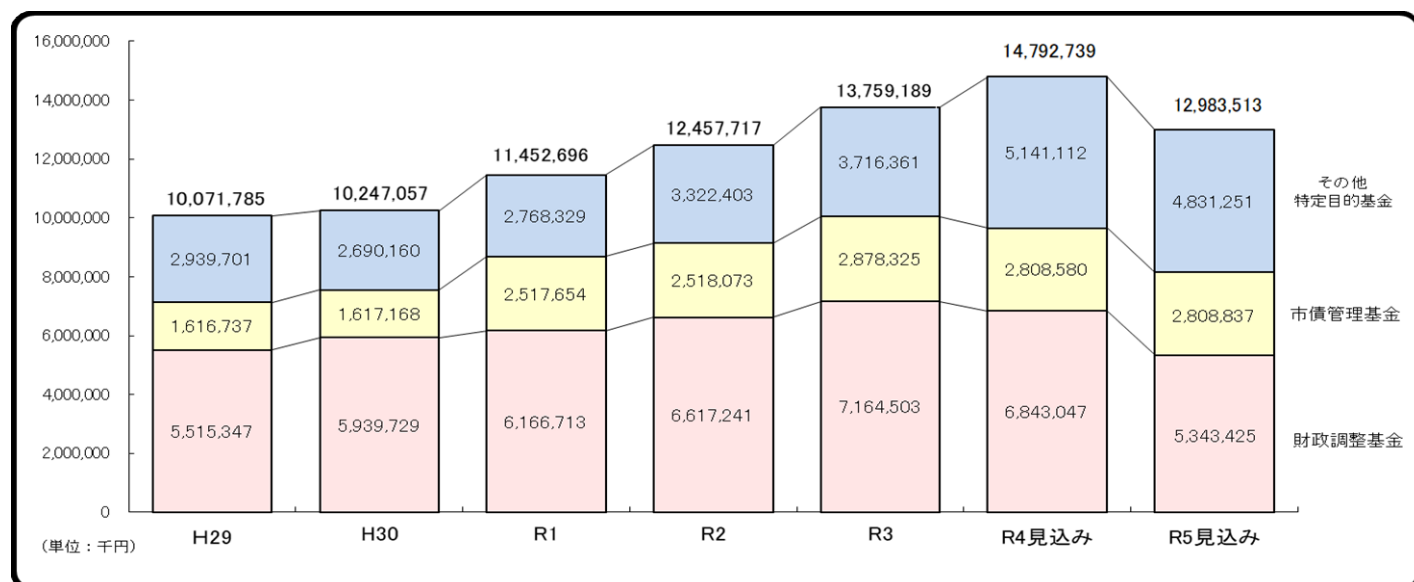


表2・図4 基金の状況

(単位:千円)

区 分	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 見込み A	令和5年度 積立見込額 B	令和5年度 取崩見込額 C	令和5年度末 見込み (A + B - C)
財 政 調 整 基 金	6,166,713	6,617,241	7,164,503	6,843,047	378	1,500,000	5,343,425
市 債 管 理 基 金	2,517,654	2,518,073	2,878,325	2,808,580	257	-	2,808,837
そ の 他 特 定 目 的 基 金	2,768,329	3,322,403	3,716,361	5,141,112	11,951	321,812	4,831,251
公 社 対 策 基 金	3,952	-	-	-	-	-	-
社 会 福 祉 事 業 基 金	729,768	730,433	752,605	753,287	693	82,280	671,700
文 化 振 興 基 金	162,105	161,135	154,361	153,951	31	12,346	141,636
奨 学 基 金	14,532	11,341	8,401	4,705	8,819	2,940	10,584
協 働 の まちづくり基金	197,436	160,131	132,386	91,053	15	17,666	73,402
合 併 振 興 基 金	1,353,520	1,147,190	940,725	734,334	94	206,580	527,848
市 立 学 校 施設整備基金	808	343,969	643,975	1,477,804	13	-	1,477,817
森 林 環 境 譲 与 税 基 金	6,208	18,199	23,589	31,824	2,264	-	34,088
公 共 施 設 等 総合管理基金	300,000	750,005	1,050,019	1,883,854	21	-	1,883,875
こ だ も 未 来 基 金	-	-	10,300	10,300	1	-	10,301
基 金 総 計	11,452,696	12,457,717	13,759,189	14,792,739	12,586	1,821,812	12,983,513
土 地 開 発 基 金	2,459,709	2,460,052	2,460,237	2,460,603	49,252	49,067	2,460,788
う ち 土 地	462,492	462,492	462,492	462,492	49,067	-	511,559
う ち 現 金	1,997,217	1,997,560	1,997,745	1,998,111	185	49,067	1,949,229



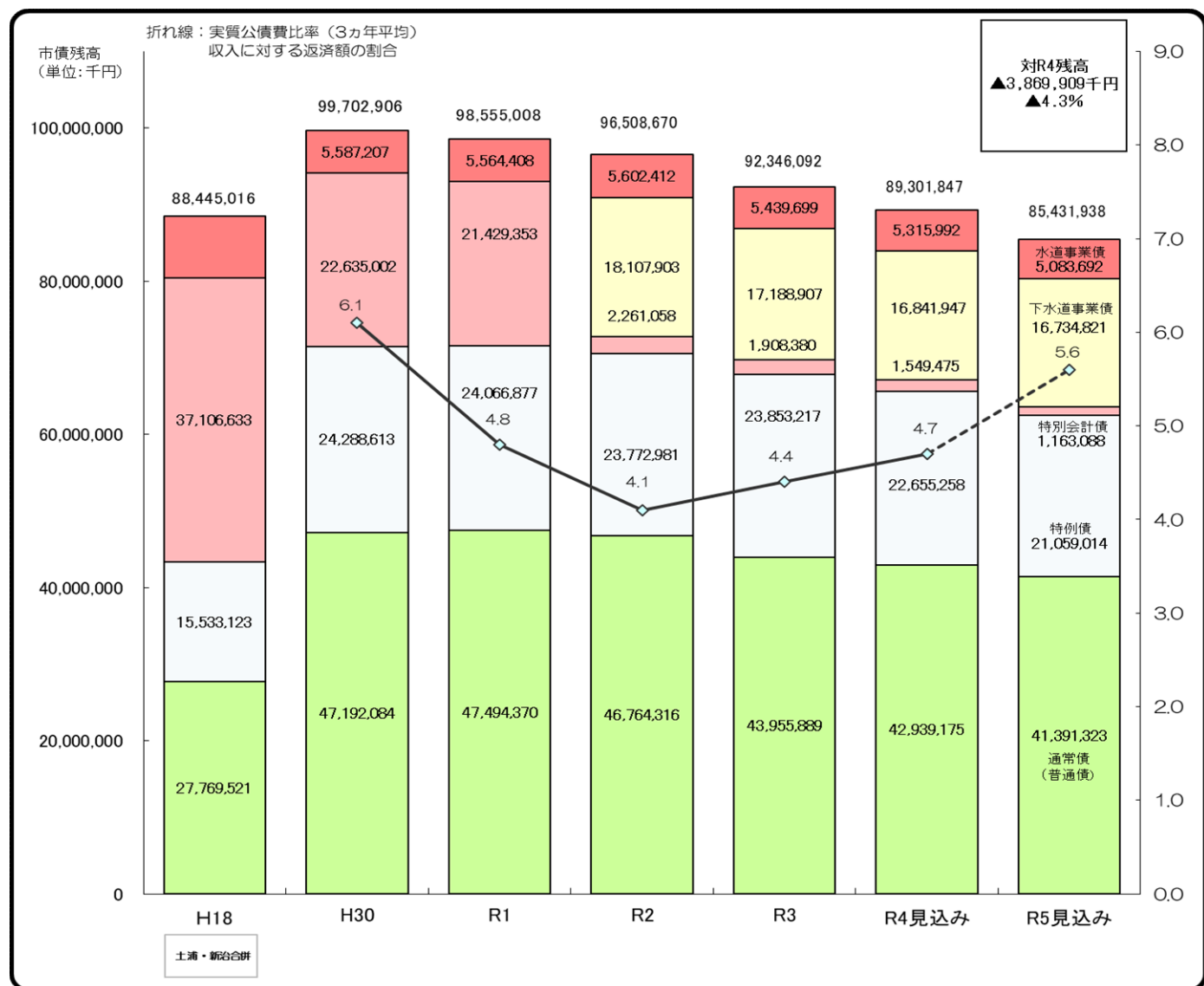
※上記基金には、特別会計基金や用品調達基金などの定額運用基金を含めない。

表3・図5 市債の状況

(単位:千円)

区 分	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 見込み A	令和5年度 発行見込額 B	令和5年度 元金償還見込額 C	令和5年度末 見込み (A + B - C)
通 常 債 (普 通 債)	47,494,370	46,764,316	43,955,889	42,939,175	2,974,740	4,522,592	41,391,323
うち合併 特 例 債	16,124,402	14,970,128	13,723,671	12,440,592	460,020	1,744,826	11,155,786
特 例 債	24,066,877	23,772,981	23,853,217	22,655,258	428,500	2,024,744	21,059,014
特 別 会 計 債 ※	21,429,353	2,261,058	1,908,380	1,549,475	3,800	390,187	1,163,088
下 水 道 事 業 債	-	18,107,903	17,188,907	16,841,947	1,278,300	1,385,426	16,734,821
水 道 事 業 債	5,564,408	5,602,412	5,439,699	5,315,992	82,000	314,300	5,083,692
市債残高総計	98,555,008	96,508,670	92,346,092	89,301,847	4,767,340	8,637,249	85,431,938

※令和元年度末まで下水道事業債を含む

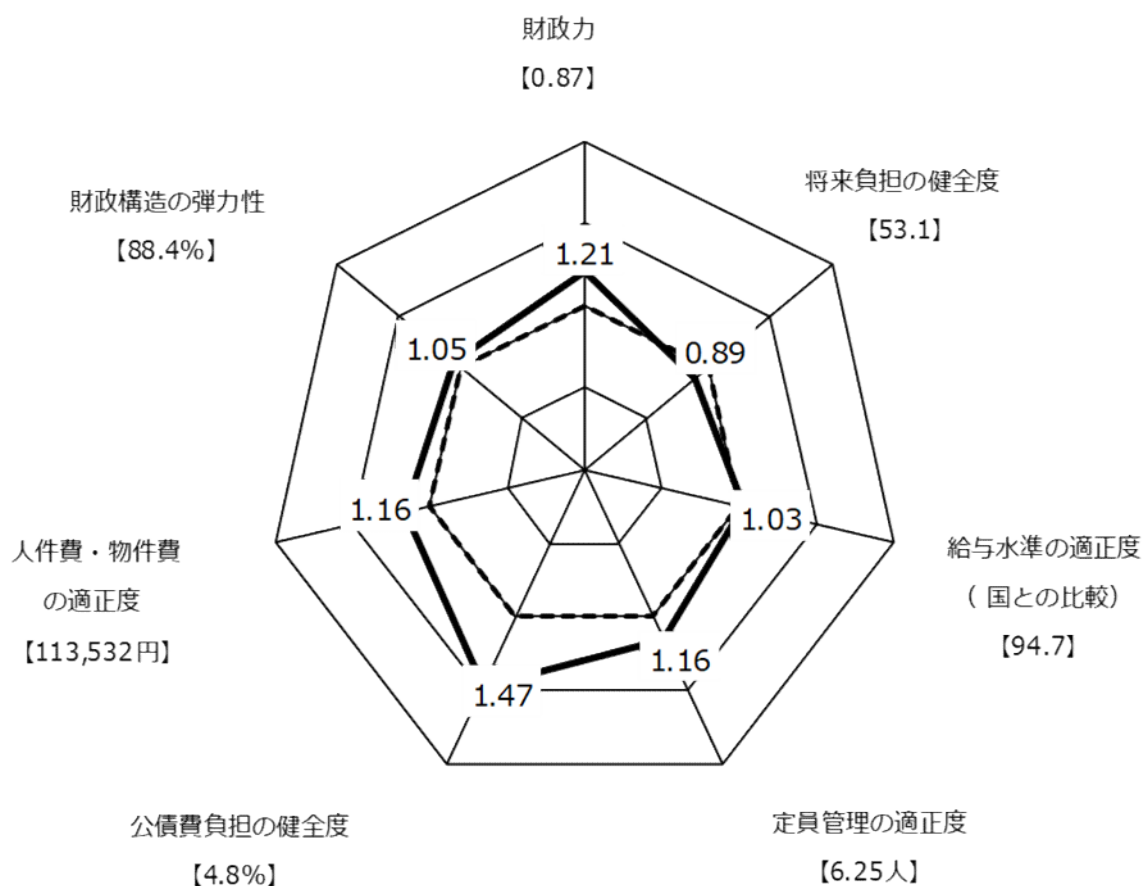


■財政比較分析表（県内32市との比較）

各指標について、県内市平均を「1」としたときの比率で示しました。
各指標の説明は、「P. 12 ～ 財政用語集」をご覧ください。

区 分	指 標 等
財政力	財政力指数
財政構造の弾力性	経常収支比率
人件費・物件費等の状況	人口1人当たりの人件費・物件費等決算額
公債費負担の健全度	実質公債費比率
定員管理の適正度	人口千人当たりの職員数
給与水準の適正度（国との比較）	ラスパイレス指数
将来負担の健全度	将来負担比率

図6 令和元年度決算



—— 土浦市
- - - 県内市平均

図7 令和2年度決算

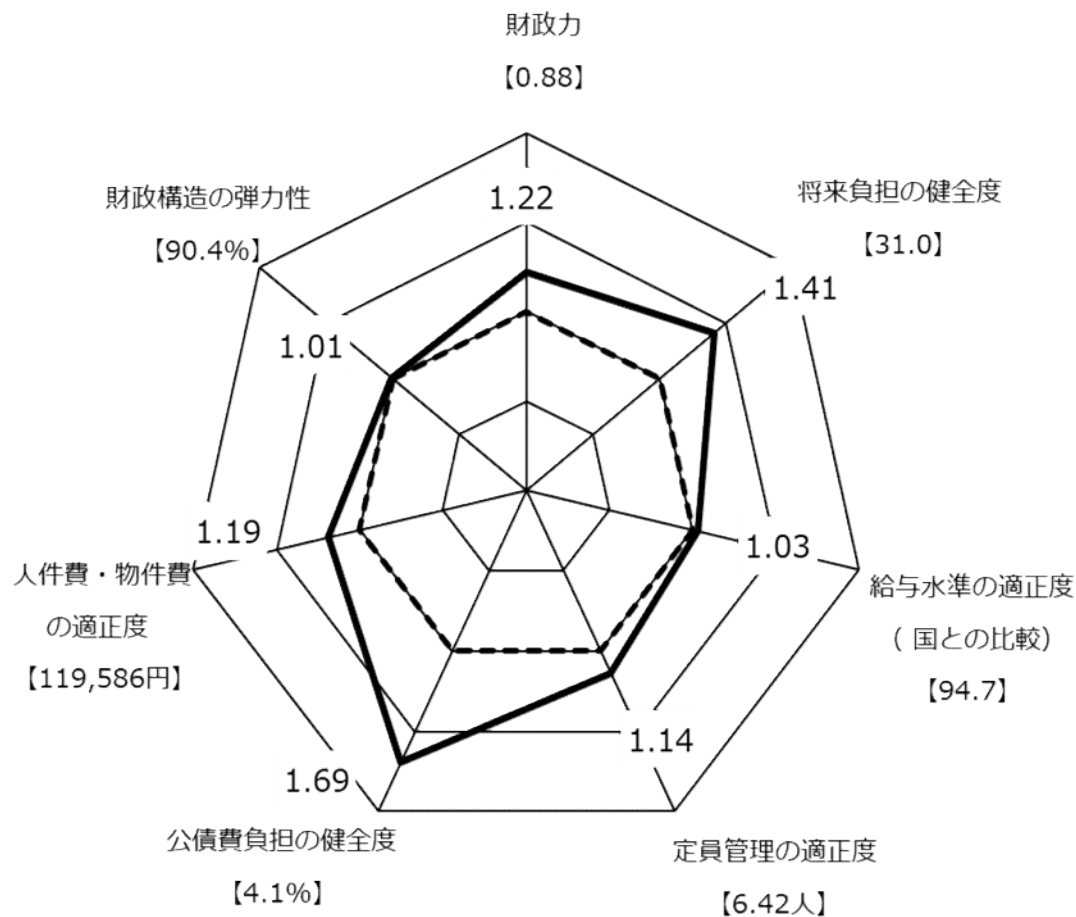
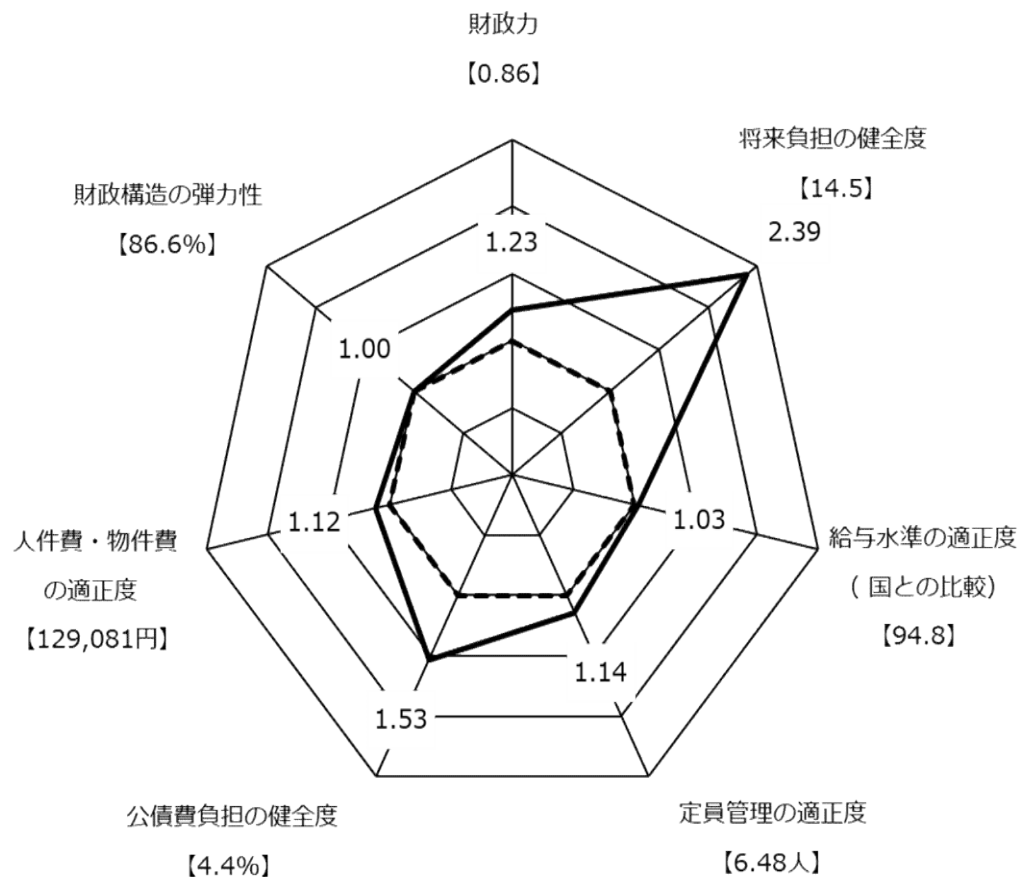


図8 令和3年度決算



■新地方公会計制度に基づく令和3年度の土浦市財務4表

現在の地方公共団体の会計制度は、その年度にどのような収入があり、それをどのように使ったかといった現金の動きがわかりやすい反面、市が整備してきた資産、借入金などの負債といったストック情報、そして行政サービス提供のために発生したコスト情報の不足といった弱点がありました。発生主義などの企業会計的な手法を取り入れ、それらの弱点を補うのが、「新地方公会計制度」の財務4表です。

★財務4表ってどんなもの！？

① 貸借対照表（バランスシート）

貸借対照表は、年度末時点における市の資産と、その資産をどのような財源（負債・純資産）で賄ってきたかを一目で分かるようにしたものです。左側に資産を表示し、右側に負債と純資産（資産と負債の差額）を表示しています。左右の釣り合い（バランス）が取れていることからバランスシートと呼ばれます。

② 行政コスト計算書

福祉や教育などでの人的サービスや給付サービスの提供など、資産形成につながらない経常的な行政活動に伴うコストと、使用料・手数料等の収入を表示しています。従来の会計では捕捉できなかった減価償却費などの非現金コストについても計上しています。

③ 純資産変動計算書

純資産（資産と負債の差額）がどのように増減したかが分かります。総額の変動に加え、どのような財源や要因で増減したかの情報を表示します。

④ 資金収支計算書

現金の流れを示すものです。市の収支を性質別に区分することで、どのような活動に資金を充てているかが分かります。唯一、現金主義により作成しています。

★令和3年度土浦市の財務4表は！？

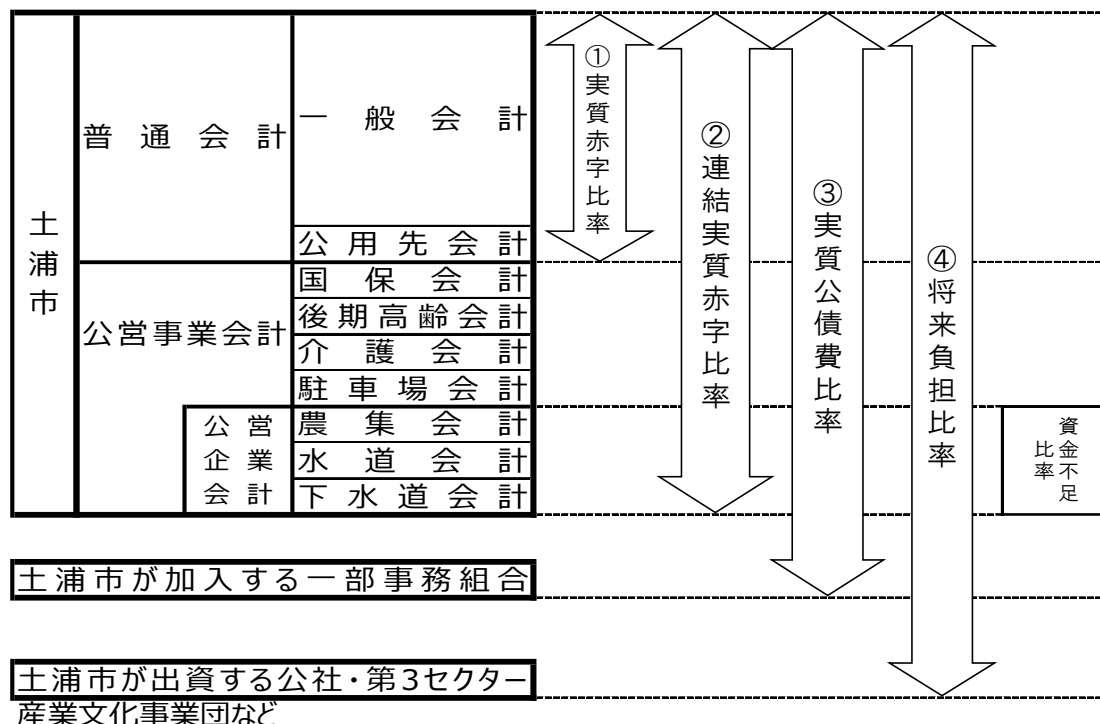
図9 一般会計財務4表

貸借対照表（バランスシート）	
借方 1,844億円	貸方 1,844億円
資産合計 1,844億円 市が保有している財産の内容と金額。行政サービスの提供能力を表している。 ・金融資産 229億円 資金、基金など うち資金 37億円 ・事業用等資産 770億円 庁舎、学校など ・インフラ資産 845億円 道路、公園など	負債合計 775億円 借入金（市債）や将来の職員の退職金など、将来世代の負担で返済する債務 ・流動負債 75億円 ・非流動負債 700億円 純資産合計 1,069億円 現世代がすでに負担し、支払が済んでいる正味の財産
行政コスト計算書	純資産変動計算書
経常行政コスト 521億円 ・人にかかるコスト 85億円 職員給与、退職手当など ・物にかかるコスト 186億円 施設管理委託費、光熱水費 施設維持補修費、減価償却費など ・移転支出的なコスト 244億円 子ども手当・生活保護などの 社会保障給付費、各種団体への補助金等 ・その他のコスト 6億円 支払利息、市税過誤納還付金 経常収益 23億円 行政サービス利用時に、市民が負担する施設使用料など 純行政コスト 498億円	期首（3年度当初）資産残高 1,021億円 当期変動高 48億円 ・純行政コスト ▲498億円 ・財源調達 523億円 市税、交付税、国県補助金など ・その他 23億円 固定資産形成、資産評価変動高など 期末（3年度末）資産残高
	資金収支計算書
	期首（2年度末）資金残高 18億円 当期収支 19億円 ・業務活動収支 83億円 人件費、税収、国庫支出金など ・投資活動収支 ▲33億円 固定資産形成支出、貸付金元利収入など ・財務活動収支 ▲31億円 地方債償還金、地方債借入金など 期末（3年度末）資金残高

※貸借対照表の流動資産については、歳計外現金を含むため、資金収支計算書の残高とは完全一致はしません。

■健全化判断比率

これまでの地方公共団体の財政状況の把握については、情報開示が不十分、悪化しつつある状態を把握しづらい、将来的に抱える負担が見えにくい等の問題点がありました。そのため地方公共団体の健全化に関する法律が平成19年6月に公布され、下記の4指標を公表することとなりました。



①実質赤字とは・・・

形式的には黒字であっても、翌年度歳入を繰り上げて充用したり、事業が完了しているにもかかわらず支払を翌年度に繰り延べるなど、実質的には赤字となっている状況

②連結赤字とは・・・

普通会計だけでなく、全会計を合算した上で生じた実質赤字

③実質公債費とは・・・

普通会計公債費のほか、下水道事業などの公債費に対する一般会計からの繰出金を加えるなど幅広く捉えた意味での公債費

④将来負担とは・・・

地方債現在高や債務負担行為、全職員が退職したと仮定した場合に発生する退職金など、自治体が将来的に負担する可能性があるもの。また、加入する一部事務組合や、出資する公社・第3セクターが抱える負債も将来負担とみなされる。

・資金不足とは・・・

公営企業が実質的に赤字になっている状況で、普通会計の「①実質赤字比率」に相当する指標。

表4 土浦市の健全化判断比率及び資金不足比率

区分 年度	実質赤字 比率 (%)	連結実質 赤字比率 (%)	実質公債費 比率 (%)	将来負担 比率 (%)	資金不足 比率 (%)
R2	0.0	0.0	4.1	31.0	0.0
R3	0.0	0.0	4.4	14.5	0.0

■財政用語集

1 予算とは・・・

予算は、地方公共団体の一定期間（一会計年度）における収入と支出の見積りであり、行政がどのような形で行われるか具体的に表現し、一覧表（予算書）にしたものです。このため、『予算は行政の設計書』といわれます。予算は、地方公共団体の長が調製し、議会に提案し、議会の議決を経て成立します。

2 予算の分類

会計上の区分

一 般 会 計	地方公共団体の会計の中心をなすもので、地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計です。特別会計で計上される以外の全ての経理を一般会計で処理しなければならないとされています。
特 別 会 計	地方公共団体が特定の事業を行う場合、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して収支経理を行う会計です。特別会計の設置は、法律や条例の規定によります。 土浦市には、公共用地先行取得事業会計・駐車場事業会計・国民健康保険会計・後期高齢者医療会計・介護保険会計・農業集落排水事業会計・水道事業会計・下水道事業会計があります。老人保健特別会計は平成 22 年度で廃止、公設地方卸売市場事業会計は平成 27 年度で廃止、土浦駅前北地区市街地再開発事業会計は平成 30 年度で廃止。

成立による区分

当 初 予 算	年度開始前に年間予算（年度内の総収入と総支出を見積もったもの）として編成し、成立した基本的な予算で、『通常予算』又は『本予算』ともいわれます。
補 正 予 算	予算調整後に生じた事由に基づき、既定の予算（当初予算等）に、追加その他の変更を加える必要が生じた時に調整される予算をいいます。
暫 定 予 算	予算が年度開始前までに成立する見込みのない場合、その他特別の必要がある場合に、年間の予算が成立するまでの間、暫定的なものとして編成される一会計年度の中の一定期間に係る予算です。

このほか、「骨格予算」や「肉付予算」といわれるものがあります。

地方財政統計上による区分

普 通 会 計	一般会計と特別会計のうち公営事業会計以外の会計です。 （土浦市の場合、一般会計・公共用地先行取得事業会計となっています。）
地 方 公 営 事 業 会 計	地方公共団体が経営する公営企業会計、収益事業会計、国民健康保険事業会計、老人保健医療事業会計、介護保険事業会計、農業共済事業会計、交通災害共済事業会計、及び公立大学付属病院事業会計等です。

3 予算の内容

予算は、次に掲げる事項により構成されます。

歳入歳出 予算	収入及び支出を計上したものであり、歳入歳出とも「款・項・目・節」の科目からなります。 歳入は、性質に従って「款」に大別し、「項」に区分します。 歳出は、その目的に従って「款」・「項」に区分します。 この予算の「款」・「項」が議会の議決の対象（議決科目）となりますが、予算を議会に提出するときには、予算に関する説明書として「目」・「節」別の「予算事項別明細書」を付けることとされています。
継続費	地方公共団体の経費による事業で、その履行が2か年以上にわたる場合に、支出すべき経費の総額及び年割額について、あらかじめ予算として議会の議決を受け、数年度にわたって支出することができる経費をいいます。
繰越明許費	歳出予算のうち、その性質上又は予算成立後の事由等により年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについて、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる経費をいいます。
債務負担 行為	履行された債務について、その翌年度以降に支出を行う行為で、単年度予算の原則の例外のひとつです。事項、期間、限度額について予算の内容のひとつとして定める必要があります。
地方債	市町村が事業を実施する際に、財源不足を来す場合や一時的に多額の資金を要するとき、これを地方公共団体の信用によって、長期の借入資金を手当して財源とするものが地方債（市債）です。
一時借入金	資金不足が見込まれたとき、指定金融機関などから一時借入を行います。一時借入金は、地方債と異なり、その年度中の資金繰りのために借り入れるものであり、借り入れた年度中に返済しなければなりません。
歳出予算の各 項の経費の金 額の流用	予算は、各款、又は各項の間において相互に流用することはできません。ただし、歳出予算の各項の経費は、予算に定める場合にのみ流用することができます。

4 予算の原則

予算は、その確実な実効性を確保するために、次のような原則が確立されています。

総計予算 主義の原則	一会計年度における一切の収入及び支出は、全てこれを歳入歳出予算に編入しなければなりません。予算は、歳入歳出を相殺せず、収入の全てを歳入予算に、支出の全てを歳出予算に計上します。
会計年度 独立の原則	各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって充てなければなりません。 ※ 各会計年度の歳出は、当該年度の歳入で賄い、当該年度の歳出は、年度中においてのみ執行することができます。 例外：継続費の逡時繰越、繰越明許費、事故繰越しなど ※ 普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとされています。
予算の事前 議決の原則	予算は、地方公共団体の一定期間における経費の見積りであることから、この一定期間の開始前に議会の議決を経て、年度開始と同時に効力を生ずるものです。政令指定都市以外の市及び町村にあっては、年度開始前20日（3月12日）までに予算を議会に提出し、議決を経るものとされています。

5 歳入予算

一 般 財 源	財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができるものです。地方税・地方交付税・地方譲与税・交付金・地方特例交付金・特別交付金・臨時財政対策債等です。
特 定 財 源	用途が特定される財源です。国庫支出金・県支出金・市債などです。
市 税	市民税、固定資産税、都市計画税、たばこ税などの税金です。
地 方 譲 与 税	国税として徴収され、一定の基準に基づき地方に譲与されるものです。
利 子 割 交 付 金	利子の支払を受ける際に県税として一括徴収され、その一部が市町村へ交付されるものです。
配 当 割 交 付 金	特定配当等の支払を受ける際に、県税として一括徴収され、その一部が市町村へ交付されるものです。
株式等譲渡所得割交付金	特定株式等の譲渡所得のあった場合に、一括徴収された県税の一部が市町村へ交付されるものです。
法 人 事 業 税 交 付 金	地方法人特別税・譲与税廃止に伴う市町村分の法人住民税法人税割の減収分の補てん措置として、法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付するものです。（平成28年度税制改正において制度創設。）
地 方 消 費 税 交 付 金	地方消費税のうち市町村分相当額を、県が人口及び事業者数で案分し、市町村に交付するものです。
ゴルフ場利用税交付金	ゴルフ場所在市町村に対し、ゴルフ場利用税の一部が県から交付されるものです。
環 境 性 能 割 交 付 金	令和元年10月に廃止された自動車取得税の代わりに徴収され、その一部が市町村へ交付されるものです。
国有提供施設等所在市町村助成交付金	米軍基地及び自衛隊基地に所在する施設に供する固定資産が所在する市町村に国から交付されるものです。
地 方 特 例 交 付 金	恒久的減税による地方税収の補填に対する措置として創設されました。住宅借入金等特別控除の減収分が国から交付されるものです。令和3年度からは新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金も交付されています。
地 方 交 付 税	全国一律の行政サービスが受けられるように、国税の一部を財源として国が一定基準により市町村に交付するものです。
交通安全対策特別交付金	道路交通法により納入された反則金を原資に、交通安全施設の整備等に充てる経費を国が交付するものです。
分 担 金 及 び 負 担 金	市で行う特定の事業により特別の利益を受ける方から、その受益を限度として徴収するものです。例えば、保育所の保育料などです。
使 用 料 及 び 手 数 料	公の施設等の利用料金や特定の方に対する役務の対価などです。例えば、公民館施設の使用料金や住民票の写しの発行手数料などです。
国 庫 支 出 金	市が法令に基づき実施しなければならない事務や国と相互に利害関係のある事業等に対して、国が負担すべきものの総称です。
県 支 出 金	特定の事務事業に要する経費の財源として県が市に交付するものです。
財 産 収 入	公有財産のうち行政財産を除いた財産の貸付や運用等による収入です。基金運用利息などです。
寄 附 金	用途を制限されない一般寄附と、用途を指定された指定寄附があります。
繰 入 金	会計間で相互に資金運用を行う場合、他会計から資金が移されることを繰入れといいます。逆に移す場合は、繰出しといいます。
繰 越 金	決算剰余金が生じた場合、翌年度の財源として繰り越します。
諸 収 入	以上の予算科目のどの科目にも属さない収入。延滞金・雑入などです。
地 方 債	市町村が事業を実施する際に、財源不足を来す場合や一時に多額の資金を要するとき、これを地方公共団体の信用によって、長期の借入資金を手当して財源とするものが地方債（市債）です。

6 歳出予算（目的別）

議 会 費	議会活動に要する経費です。議員報酬や政務調査費などです。
総 務 費	全般的な管理事務、庁舎管理、徴税、戸籍、選挙費用などです。
民 生 費	住民の一定水準の生活と安定した社会生活を保障するのに必要な経費です。社会福祉や児童・老人・障害者福祉、生活保護等の費用です。
衛 生 費	健康で衛生的な生活環境を保持するための経費です。保健衛生やごみ収集、公害対策などの費用です。
農 林 水 産 業 費	農林水産業の振興に係る経費です。農業委員会費や生産基盤の整備などの経費です。
商 工 費	商工業の振興、観光、企業誘致等に係る経費です。
土 木 費	道路・公園・下水道などの建設や維持、都市計画に係る経費です。
消 防 費	消防や風水害などの災害防除などの経費です。
教 育 費	教育委員会費用・学校教育・社会教育・保健体育などに係る経費です。
公 債 費	地方債の償還に係る経費です。
災 害 復 旧 費	風水害などの災害により被災した施設を復旧するための経費です。

7 歳出予算（性質別）

人 件 費	市職員の給与や退職金、議員や委員の報酬などの経費です。
物 件 費	消費的性質の経費の総称です。旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費、報償費、委託料、使用料及び賃借料等です。
維 持 補 修 費	公共用施設等の維持管理の経費です。
扶 助 費	生活保護法や児童福祉法等に基づき、児童・高齢者・生活困窮者などを援助するための経費です。
補 助 費 等	各種団体に対する助成金や一部事務組合への負担金などの経費です。報償費や保険料、負担金・補助金及び交付金などです。
公 債 費	地方債の償還に係る経費です。
積 立 金	財源に余裕がある場合や計画的な財政運営を行うため、基金へ積み立てるものです。
投資及び出資金・貸付金	財団法人等に対する貸付金や出資金などの経費です。
繰 出 金	他会計に支出する経費です。
普 通 建 設 事 業 費	道路、橋りょう、学校、庁舎等公共又は公用施設の新増設等の建設事業に要する経費です。

8 交付税

標 準 財 政 規 模	地方公共団体の標準的な状態で収入されるであろう經常的一般財源の規模 標準財政規模 = 標準税収入額等 + 普通交付税
基 準 財 政 収 入 額	普通交付税算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に判断するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額です。実際の収入実績ではなく、客観的なあるべき一般財源収入額としての性格を有するものです。 標準的な地方税収入 × 0.75 + 地方譲与税等
基 準 財 政 需 要 額	普通交付税算定の基礎。各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額。基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額（財源不足額）を基本として普通交付税が交付されます。
財 政 力 指 数	地方公共団体の財政力を示す指標で、基準財政需要額に対する基準財政収入額の割合で、過去3か年の平均値です。1に近いほど財源に余裕があるとされ、1を超える団体は、普通交付税の不交付団体となります。 財政力指数 = 基準財政収入額 / 基準財政需要額

9 指標等

形 式 収 支	歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差し引いた額です。
実 質 収 支	地方公共団体の純剰余金又は純損失金を意味し、黒字・赤字団体の区分の指標です。黒字額はおおむね標準財政規模の3～5%程度が望ましいとされています。また、赤字額が標準財政規模の20%以上の場合は、財政再建団体とならなければ地方債の制限を受けます。 実質収支 = 形式収支（歳入総額－歳出総額）－翌年度へ繰り越しすべき財源
実質収支比率	標準財政規模に対する実質収支額の割合です。
単 年 度 収 支	実質収支が前年度以前の収支の累積であるのに対し、単年度収支は当該年度のみ収入と支出との差額を意味します。 単年度収支 = 当該年度の実質収支－前年度の実質収支
実 質 単 年 度 収 支	単年度収支に当該年度に措置された黒字要素と赤字要素を加味したものです。基金への積立てや繰上償還は黒字要素、基金を取り崩した場合は赤字要素と考えられます。 実質単年度収支 = 単年度収支 + 財政調整基金積立額 + 地方債繰上償還金－財政調整基金取崩額
経 常 収 支 比 率	財政構造の弾力性を判断する指標で、地方税・普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される経常一般財源が、人件費・扶助費・公債費などの毎年度経常的に支出される経常的経費にどの程度充当されているかの割合を示すものです。この数値が高まると財政構造が弾力性を失いつつあると考えられます。 経常収支比率（%） = 経常充当一般財源 / （経常一般財源 + 減税補填債 + 臨時財政対策債） × 100
公 債 費 負 担 比 率	一般財源総額のうち公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合です。高いほど財政運営の硬直性の高まりを示しています。一般的には財政運営上15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされています。 公債費負担比率（%） = 公債費充当一般財源 / 一般財源総額 × 100
実 質 公 債 費 比 率	一部事務組合の公債費への負担金や公営企業の元利償還金への一般会計からの繰出し等に加え、公債費相当部分を幅広く捉えています。この数値が18%以上となる団体については、地方債協議制度においても、地方債の発行には許可が必要となります。さらに、25%を超えると起債の一部が制限されます。 実質公債費比率（%） = {（A + B）－（C + D）} / （E－D） × 100 A：当該年度の普通会計元利償還金（繰上償還等を除く。） B：元利償還金に準ずるもの（「準元利償還金」） C：元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源 D：普通交付税に算入された公債費 E：標準財政規模
将 来 負 担 比 率	地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。
ラ ス パ イ レ ス 指 数	地方公務員の給与額を、同等の職種、経歴に相当する国家公務員の給与額を100として計算した指数をいいます。



発行 土浦市財政課

令和5年5月発行